



次に、財政制度審議会につきまして、同審議会が国の予算、決算及び会計の制度に関する重要な事項を調査審議するものであることにかんがみまして、今後各般の問題を検討するにあたり、広く有識者の参加を得ることができるよう、会長を大蔵大臣とするとともに、特別の事項の調査審議にあたる臨時委員を置くことができるなどいたしました。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、昭和三十七年度税制改正の一環として、さきに提案いたしました通行税法の一部を改正する法律案等に引き続き、この法律案を提出いたす次第であります。

以下、この法律案について、その概要を申し上げます。

第一に、現下の経済情勢に顧み、貯蓄奨励の見地から利子所得についての分離課税の特例及び配当所得の源泉徴収税率の軽減措置を、それぞれ一年間延長することとしております。

第二に、既成市街地における防災建築街区の造成に資するため、防災建築街区造成組合に土地等を現物出資した場合に、防災建築街区造成組合が防災建築物を建築した後その出資者に出資の払い戻しとして返還したときは、清算渡が行なわれなかつたものとして譲渡所得の課税をしないこととし、一方出資を受けた防災建築街区造成組合については、その土地の所有期間に生じ

た値上がり益について法人税の課税を行なわないこととしております。

また、一般住宅事情の緩和に資するため、貸家の用に供する新築または増築住宅についての特別償却制度の適用期間を三年間延長することとしております。

第三に、公共事業の施行にあたり使用する土地の上にある建物、構築物等の取りこわしの場合の補償金、または長期にわたる土地等の使用の場合の補償金について、収用の場合の課税の特例と同様その譲渡所得について課税の特例を認めるとしております。

第四に、航空機の乗客に対する通行税の軽減税率を一〇%から五%に引き下げるとしております。すなわち、通行税については、間接税全般との調整をはかり、さきに提案いたしました通行税法の一部を改正する法律案において、現行の二〇%の税率を一〇%に引き下げるとしております。

第五に、中小企業の育成及び産業助成の見地から、登録税について必要な軽減措置をはかけております。すなわち、農林中央金庫及び商工組合中央金庫が発行する長期の農林債券及び商工債券の発行についての登記税、外航船舶の保存登記及び建造費金の貸付による抵当権の取得登記についての登録税、漁業協同組合が都道府県の登記税、防災建築街区造成組合の登記の登録税、防災建築街区造成組合が取得する土地の取得登記の登録税、

居住用家屋についての登録税等につきまして、税率の引き下げ等を行なうこととしております。

第六に、わが国の外貨資金の状況に

より緊急な必要性に基づいて国または日本銀行が借り入れる外貨借入金につき支払われる一定の利子について課税を免除することとし、また、内国法人等が支払う一定の外貨借入金等の利子について、三年間に限り二〇%の源泉

は、税率を引き上げて従量税率に切りかえます。

第七に、自己の研究にかかる工業

所有権等を第三者を通じて輸出した場合に、その提供者について輸出所得控除を認めることとともに、その輸出取引を行なった第三者についても一般の物品輸出の場合と同様の輸出所得控除ができることとする等、所要の規定の整備を行なっております。

以上のほか、所得税法及び法人税法

における非居住者等の課税の規定の整備に關連して、利子所得等にかかる規定の整備を図ることとしたとしております。

以上、租税特別措置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由と内容の大要を申し上げました。

次に、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

現行関税率表は、昨年全面改正されましたが、その後、貿易自由化の繰り上げが予定された品目を中心として、関税率についての調整を行なう必要がありますが、その後、貿易自由化の必要が生じたのであります。

このため、政府は、昨年十月に関税率

きまして、関税定率法及び関税暫定措置法につき、改正を行なうこととした次第であります。

関税率の改正を行なった品目は、関税定率法及び関税暫定措置法を通じ百三十八品目でありまして、その内訳

は、税率を引き上げる品目六十九、引き下げる品目三十二、従価税率から従量税率に切りかえる品目二、税率を実質的に引き上げて従量税率に切りかえます。

第八に、関税暫定措置法により、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

ております。

第九に、従量従価の併課方式による品目九、従量従価の選択方式による品目九、従量従価の併課方式による品目九、従量従価の選択方式による品目十

は、税率を引き上げて従量税率に切りかえます。

第十に、関税割当制度を採用する品目十

は、税率を引き上げて従量税率に切りかえます。

第十一に、関節関税による品目一となつております。

第十二に、従量従価の併課方式による品目九、従量従価の選択方式による品目十

は、税率を引き上げて従量税率に切りかえます。

第十三に、関税割当制度を採用する品目十

は、税率を引き上げて従量税率に切りかえます。

第十四に、関節関税による品目一となつております。

第十五に、関税割当制度を採用する品目十

は、税率を引き上げて従量税率に切りかえます。

第十六に、関節関税による品目一となつております。

第十七に、関税割当制度を採用する品目十

は、税率を引き上げて従量税率に切りかえます。

認められるものの適用期限を、それぞれ一年間延長することとしたとしております。

製油用原油につきましては、現在、

関税暫定措置法により、一キロリットルあたり三百二十円の暫定軽減税率が適用されておりますが、石油と競合するエネルギー源としての石炭産業に対する諸施策が緊急を要することにかかる

がみ、この際、軽減税率を廃止し、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

ております。

第十八に、関税暫定措置法により、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

ております。

第十九に、関税暫定措置法により、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

ております。

第二十に、関税暫定措置法により、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

ております。

第二十一に、関税暫定措置法により、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

ております。

第二十二に、関税暫定措置法により、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

ております。

第二十三に、関税暫定措置法により、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

ております。

第二十四に、関税暫定措置法により、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

ております。

第二十五に、関税暫定措置法により、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

ております。

第二十六に、関税暫定措置法により、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

ております。

第二十七に、関税暫定措置法により、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

ております。

第二十八に、関税暫定措置法により、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

ております。

第二十九に、関税暫定措置法により、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

ております。

第三十に、関税暫定措置法により、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

ております。

第三十一に、関税暫定措置法により、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

ております。

第三十二に、関税暫定措置法により、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

ております。

第三十三に、関税暫定措置法により、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

ております。

第三十四に、関税暫定措置法により、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

ております。

第三十五に、関税暫定措置法により、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

ております。

第三十六に、関税暫定措置法により、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

ております。

第三十七に、関税暫定措置法により、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

ております。

第三十八に、関税暫定措置法により、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

ております。

第三十九に、関税暫定措置法により、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

ております。

第四十に、関税暫定措置法により、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

ております。

第四十一に、関税暫定措置法により、一キロリットルあたり五百三十円の基本

税率に復することとし、これにより石

油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたしました。

ただし、石炭の長期引き取り契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増額に見合った金額を還付することとした

律案につきまして御説明いたします。

政府は、昭和三十七年度における税制改正の一環として、さきに提案いたしました通行税法の一部を改正する法律案等に引き続き、この法律案を提出いたします次第であります。

以下、この法律案について、その概要を申し上げます。

この法律案は、最近における暫定税率を

担の状況等に顧み、その軽減合理化をはかるとともに、税体系の整備改善を行なうため酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正しようとするものであります。すなはち、酒税負担の軽減合理化については、大衆酒において現行小売価格をおむね一割程度引き下げるのを目的として、各種類間のバランスを考慮しつつ酒税の税率を引き下げるとともに、価格の特に高い酒類については新たに従価税制度を採用することとし、税体系の整備改善については、酒類の区分を改善し、納税方法を申告納付制度に改める等、所要の規定について整備改善を行なおうとするものであります。

まず第一に、税率の改正について申し上げます。わが国の酒税負担がかなり高く、特に低所得階層の負担が相当重くなっている実情に顧み、大衆酒を中心として、各種類にわたり、税率を平均で二割程度引き下げることといたしておきます。この結果酒類の小売価格は、清酒二級は大びん一本当たり五十円、ビールは大びん一本当たり四十円、ウイスキー二級は大びん一本当たり三十円、その他の酒類についても品質等に応じて、それぞれその価格が下

がる見込みであります。

また、最近の消費水準の向上等に伴  
い、価格の特に高い酒類もある程度度  
回っておりますが、現行の酒税はすべ  
て従量税でありますために、これらの  
高級酒類の価格に対する酒税の負担割  
合は、通常の酒類に比べて相当低くな  
つておりますし、負担の公平上適当で  
ない状況も見受けられますので、今

回、このような高級な酒類に対しても従量税にかえて従価税を採用することといたしましたのであります。

税率につきましては、以上のほか、しようちゅう甲類と乙類との税率格差を最近の実情に即するよう改める等、税率の合理化をはかることといたしましたのであります。

第二に、酒類の区分の改善についてであります。まず、酒類の種類につきましては、最近における酒類の消費及び取引の実情に顧み、現在独立の種類とされている濁酒及び白洒の種類を廃止し、他面、現在雜酒の中に含まれているウイスキー、ジン、リキュー等のいわゆる洋洒をウイスキー類、スピリッツ類及びリキュール類に分けてそれぞれ独立の種類とするることとし、現行の九種類を十種類に改めることといたしております。なお、炭酸ガスを加えた種類は現在すべて雜酒の中の発泡酒として一律の税率が適用されることになりますが、これを今後はそれを炭酸ガスを加える前の酒類として、その税率を適用することといたしております。

また、酒類の級別等につきましては、清酒について、現在の特級及び第一級をあわせて特級とし、準一級を二級とし、リキュー類については級別も、清酒について、現在の特級及び第一級をあわせて特級とし、準一級を二級とし、リキュー類については級別

を廃止する等、制度の簡素化と取引の

実情に応じた改善をはかることとして  
おります。

一%程度ときわめて少なくなつておりますので、今回の減税に伴い、この制度を廢止することとした次第であります。

第四に、以上のはか、納稅方法を原則として申告納稅制度に改め、輸出免稅、未納稅移出等についても承認制度を原則として申告制度に改める等、所要の規定の整備改善をはかることとしております。

第五に、以上のよるな酒稅法の改正等に伴いまして、酒稅の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定につき、所要の整備を行なうこととしております。

なお、この法律は本年四月一日から施行することとしておりますが、以上申し上げました輕減措置による酒稅の減收額は、昭和三十七年度において約三百九億円、平年度において約三百七十二億円と見込んでおります。

以上、酒稅法等の一部を改正する法案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げました。

最後に、物品稅法案につきまして、御説明いたします。

政府は、昭和三十七年度における稅制改正の一環として、さきに提案いたしました通行稅法の一部を改正する法

律案等に引き続き、この法律案を提出

いたす次第であります。  
以下、この法律案について、その概要を申し上げます。

第一に、税負担の軽減合理化について申し上げます。まず、現行課税物品は七十品目に上っておりますが、これらの課税物品のうちには、最近における消費の態様や企業規模の零細性等から見て課税することが必ずしも適当でないと認められるものもありますので、この際、紙、セロファン等十六の品目について課税を廃止することとしております。

なお、飾り物及び玩具につきましては、製造者の規模がきわめて零細で税務執行上の難点がありますので、課税最低限を大幅に引き上げた上、これを製造課税から小売課税に移行することとしております。

次に、税率につきましては、現在製造従価課税の税率が三%から五〇%までの八段階にわたっておりますが、これを二〇%を基本税率とし、その上に四〇%及び三〇%の加重税率と一緒に五%の輕減税率を設けて税率構造の整備をはかることとし、これに伴い、最近における消費の態様等に応じて電気冷蔵庫等二十一品目について、それぞれ軽減を行なうこととしております。

なお、以上のほか、政令におきまして課税最低限の制度を設けておりますが、これにつきましても、最近における

る消費水準の向上や企業の零細性等を

なうことを予定いたしております。  
第二に、このような税負担の軽減合  
理化に伴いまして、同種の課税物品  
比べて物品税を課さないことが著しく  
不均衡になると認められるパッケージ  
型のルームクーラー、カーカーラー等  
若干の物品につきましては、これを新

たに課税対象に取り入れることとしております。なお、この点につきましては、関係業界に及ぼす影響等を考慮いたしまして、その適用の時期等につき所要の配慮をいたしております。

第三に、課税体系の整備につきましては、納稅方法を申告納稅制度に改め等のほか、課稅済み物品を輸出したる等の場合には新たに物品稅を輸出業者に還付することができる道を開くとともに、現行の物品稅法にはかなりの不備も見受けられますので、物品稅法の全文を書き改め、稅法の簡易平明化をはかることとしております。

なお、この改正案は本年四月一日から施行することとしておりますが、以上申し述べました輕減措置による減収額は、昭和三十七年度において約百七十二億円、平年度において二百二億円を見込んでおります。

以上、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案外五法案につきまして、提案の理由及び大要を申し上げました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いする次第であります。

大藏委員會會議錄第十一號 昭和三十七年三月一日〔參議院

案理由の説明がございました法律案のうち、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案と財政法の一部を改正する法律案につきまして、私から補足説明を申し上げます。

まず、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案でございますが、政府が今国会に提出して御承認をお願いしております、日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定によりまして、合衆国政府に対しまして今後十五ヵ年間にわたり四億九千万ドル、邦貨で換算いたしますと千七百六十四億円になりますが、これと、これに対します年二分五厘の利子、十五ヵ年で三百二十一億円になるわけあります。これが合わせまして、元利合計二千八十五億円に相当する金額を支払うことになるわけでございます。

この協定の実施に伴いまして、国庫内部の經理といたしましては、提案理由において説明申し上げましたとおり、米国対日援助見返資金関係の資産を承継いたしました産業投資特別会計がその債務を負担いたしまして、この会計におきまして元利支払いをすることが適当であると考えるものでございます。すなわち、産業投資特別会計が日米国対日援助見返資金特別会計が廃止されました際に引き継ぎました資産は二千二百九十四億円でございます。すなわち、産業投資特別会計が資産のうちに見返り資金による復金債償還分が六百二十五億円ございますので、これを加えますと、産業投資特別会計設立時の見返り資金関係資産は実質的に二千九百十九億円となるわけであります。さらに、その後、昭和

三十六年度までの産業投資特別会計の利益によりまする積立金は千四百三十億円に上る見込みでございまして、その相当部分は米国対日援助見返資金の投げ入れによるものであるといっております。日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定によりまして、合衆国政府に対しまして今後十五ヵ年間にわたり四億九千万ドル、邦貨で換算いたしますと千七百六十四億円になりますが、これと、これに対します年二分五厘の利子、十五ヵ年で三百二十一億円になるわけあります。これが合わせまして、元利合計二千八十五億円に相当する金額を支払うことになるわけでございます。

十五億円はこういうような観点から支障なく支払われる計算となつておるわけであります。

したがいまして、本法律案におきましては、産業投資特別会計法に要所の改定を加えまして、この協定に基づく債務を産業投資特別会計の負担といたしますとともに、債務の元利金を産業投資特別会計の歳出として規定しよ

うとするものでございます。

さらに、産業投資特別会計におきましては、米国対日援助見返資金特別会計からの引き継ぎ資産等の金額を、この会計の資本として經理することにいたしております。今回の協定に基づきまする債務の負担に伴いまして、元本四億九千万ドルに相当します円の金額がござります。

まず最初に、財政法二十九条の改正の要点について御説明申し上げます。

第一は、第三十八回国会等におきまして、産業投資特別会計資金への繰り入れのための補正予算が財政法第二十九条の追加予算の対象となるかどうか

と御意見はあつたわけでございます。そこで、この五百三十二億円の投資所要額の一部でございます二百三十億円に相当する金額を限りまして、昭和三十七年度においてこの会計の投資の財源の一部に充てるため一般会計からこの会計に繰入金をすることができるよう所要の改定をいたしております。

以上が産業投資特別会計法の一部を改正する法律案の補足説明でございます。

次に、財政法の一部を改正する法律案につきまして補足説明を申し上げます。

提案理由に御説明いたしましたように、この法律案の内容は、財政法第二十九条の規定によりまする追加予算と予算の修正に関する制度を整備するこ

と及び財政法附則第七条に規定いたしました財政制度審議会の構成について改定を行なうことを内容とするものでございます。

まず最初に、財政法二十九条の改正の要点について御説明申し上げます。

第一は、第三十八回国会等におきまして、産業投資特別会計資金への繰り入れのための補正予算が財政法第二十九条の追加予算として編成、運営されることは、この実際の取り扱いは合理的な方法であります。両方を一括いたしまして、補正予算と呼ぶように改定を行なつたものでございます。

第三は、現行規定上、国会への提出要件につきまして、追加予算の場合には「予算作成後に生じた事由」、予算の修正によっても追加の対象となり得るという旨の注意規定を設けましたことなどがみまして、当該年度において国庫内に移しかえにとどまるような支出があげました改正には「予算の成立後に生じた事由」と区分されているわけでございます。政府いたしましたことは、かねてから御答弁を申し上げております。

次に、昭和三十七年度におきましては、産業投資特別会計から、提案理由で御説明申し上げましたように、総額五百三十二億円の投資を行なうことと手続を規定いたしておるわけでござります。

次に、昭和三十七年度におきましては、産業投資特別会計から、提案理由で御説明申し上げましたように、総額五百三十二億円の投資を行なうことと手続を規定いたしておるわけでござります。この投資財源の措置は現行法上適法であると考えておるわけでございます。また、財政

と御意見はあつたわけでございますが、法律的には適法であるという点では一致いたしておつたのでございません。しかしながら、国会におきましては、一度にわたって論議を生じたことでもありますので、できる限り規定の明確化をはかり、今後同様な論議が生ずることを避けることが適當であるといふ御意見もございまして、こういう規定を設けますとともに、若干の字句の整備を行なつております。

第二は、現行法の「追加予算」及び「予算の修正」という呼称、名前を改めまして、実情に適合するように「補正予算」という名称に統一をいたしましたことでございます。現行法第二十九条は、追加予算と予算の修正とは全く別々の案件であるかのように規定をしておるのでございますが、御承知のように、運営の実際におきましては追加予算と予算の修正とが渾然一体となつて、補正予算として編成、運営されているわけでございます。また、この実際の取り扱いは合理的な方法であります。両方を一括いたしまして、補正予算と呼ぶように改定を行なつたものでございます。

第三は、現行規定上、国会への提出要件につきまして、追加予算の場合には「予算作成後に生じた事由」、予算の修正によっても追加の対象となり得るという旨の注意規定を設けましたことなどがみまして、当該年度において国庫内に移しかえにとどまるような支出があげました改正には「予算の成立後に生じた事由」と区分されているわけでございます。政府いたしましたことは、かねてから御答弁を申し上げております。

次に、財政制度審議会の構成の改正についてでございますが、財政制度審議会は「国の予算、決算及び会計の制度に関する重要な事項を調査審

議するためには、設けられたものでございまして、国の財政会計のあり方を検討する上におきまして本審議会の果たす役割は重大でございます。また、今後本審議会におきまして財政制度、会計制度の各般にわたる問題を調査審議することとなる予定でございますので、各界の権威ある有識者の参加を求める必要がございます。本審議会に臨時委員を置くことができるよういたしますと同時に、現在大蔵事務次官が会長でありますの大蔵大臣を会長とすることにいたしております。

○説明員(吉國二郎君) 租税特別措置法の一部を改正する法律案の補足説明

○委員長(棚橋小虎君) 吉國総務課長。

本法案の改正の要旨につきましては、たゞいま提案理由の説明で詳しく申し述べましたところでございますので、便宜、お手元にお配りをいたしてあります新旧対照表に基づきまして、主要な改正事項について御説明を申し上げます。

最初に、利子所得の分離課税及び税率の軽減の改正でございますが、これ

いて本邦所得税法の総合課税及び法人税については二〇%の課税の規定がござりますが、これに対する特例といふことを対しては分離一割、

法人に対しては一割五分を課税する旨

の特別の規定がございます。さらに三項において、これに対応いたしました役割は重大でございます。また、今後本審議会におきまして財政制度、会計制度の各般にわたる問題を調査審議することとなる予定でございますので、各界の権威ある有識者の参加を求める必要がございます。本審議会に臨時委員を置くことができるよういたしますと同時に、現在大蔵事務次官が会長でありますの大蔵大臣を会長とすることにいたしております。

以上が、この法律案の補足説明でございます。よろしくお願いをいたしま

せん。

○説明員(吉國二郎君) 租税特別措置法の一部を改正する法律案の補足説明

○委員長(棚橋小虎君) 吉國総務課長。

本法案の改正の要旨につきましては、たゞいま提案理由の説明で詳しく申し述べましたところでございますので、便宜、お手元にお配りをいたしてあります新旧対照表に基づきまして、主要な改正事項について御説明を申し上げます。

最初に、利子所得の分離課税及び税率の軽減の改正でございますが、これ

いて本邦所得税法の総合課税及び法人税については二〇%の課税の規定がござりますが、これに対する特例といふことを対しては分離一割、

法人に対しては一割五分を課税する旨

のようない意味から、今後再びこうい

うの間を限りまして、一定の借入金につ

て免除しているわけでございます。そ

れから次に、外國からの借入金につ

いての特例でございます。これは第

七条、第七条の二、八ページでござ

ります。先般、国際収支の悪化に伴いま

して、緊急に米国銀行から日本銀行が

借り入れをいたしましたことがござい

ます。現在、国債あるいは他の機関

の借入金につきましては、その借入金

あるいは外債を発行いたしますつど、

その基本法律で所得税法、法人税法の

非課税をうたっているのでございます

が、日本銀行あるいは他の場合も、外

為会計等が臨時に外國から借り入れを

いたします場合、特に法律を出しませ

んで、この場合に税率を軽減する方

が現在ではございません。しかし、

国が必要によって外國から借り入れを

行なうような場合には、これに対しても

利子課税を行なうことは、その利子そ

のものが國の歳入になるわけでござい

ますので、各國ではそういう場合に税

を免除しているわけでございます。そ

れから、第二十条では、輸出損失

準備金勘定の制度が從来設けられてお

りましたが、これが昭和三十四年で適

用が終わっております。しかし、その

跡始末等が残つております。その跡

始末が昭和三十六年十二月三十日ま

でとなつております。これが本年に入

りましてすべて終了いたしましたの

で、二十条を削除するということにい

たしております。

○説明員(吉國二郎君) 本件につきまし

て、これを促進するために本年の三月

三十一日までを期限として特別の償却

を認めておりますが、これを現在の借

家あるいは住宅事情に顧みまして、三

年間延長することにしておるわけ

でございます。

十四条は、新築貸家住宅につきまし

て、これを促進するために本年の三月

三十一日までを期限として特別の償却

を認めておりますが、これを現在の借

家あるいは住宅事情に顧みまして、三

年間延長することにしておるわけ

でございます。

それから、第二十条では、輸出損失

準備金勘定の制度が從来設けられてお

りましたが、これが昭和三十四年で適

用が終わっております。しかし、その

跡始末等が残つております。その跡

始末が昭和三十六年十二月三十日ま

でとなつております。これが本年に入

りましてすべて終了いたしましたの

で、二十条を削除するということにい

たしております。

○説明員(吉國二郎君) 本件につきまし

て、これを促進するために本年の三月

三十一日までを期限として特別の償却

を認めておりますが、これを現在の借

家あるいは住宅事情に顧みまして、三

年間延長することにしておるわけ

でございます。

それから、第二十条では、輸出損失

準備金勘定の制度が從来設けられてお

りましたが、これが昭和三十四年で適

用が終わっております。しかし、その

跡始末等が残つております。その跡

始末が昭和三十六年十二月三十日ま

でとなつております。これが本年に入

りましてすべて終了いたしましたの

で、二十条を削除するということにい

たしております。

○説明員(吉國二郎君) 本件につきまし

て、これを促進するために本年の三月

三十一日までを期限として特別の償却

を認めておりますが、これを現在の借

家あるいは住宅事情に顧みまして、三

年間延長することにしておるわけ

でございます。

それから、第二十条では、輸出損失

準備金勘定の制度が從来設けられてお

りましたが、これが昭和三十四年で適

用が終わっております。しかし、その

跡始末等が残つております。その跡

始末が昭和三十六年十二月三十日ま

でとなつております。これが本年に入

りましてすべて終了いたしましたの

で、二十条を削除するということにい

たしております。

○説明員(吉國二郎君) 本件につきまし

て、これを促進するために本年の三月

三十一日までを期限として特別の償却

を認めておりますが、これを現在の借

家あるいは住宅事情に顧みまして、三

年間延長することにしておるわけ

でございます。

それから、第二十条では、輸出損失

準備金勘定の制度が從来設けられてお

りましたが、これが昭和三十四年で適

用が終わっております。しかし、その

跡始末等が残つております。その跡

始末が昭和三十六年十二月三十日ま

でとなつております。これが本年に入

りましてすべて終了いたしましたの

で、二十条を削除するということにい

たしております。

○説明員(吉國二郎君) 本件につきまし

て、これを促進するために本年の三月

三十一日までを期限として特別の償却

を認めておりますが、これを現在の借

家あるいは住宅事情に顧みまして、三

年間延長することにしておるわけ

でございます。

それから、第二十条では、輸出損失

準備金勘定の制度が從来設けられてお

りましたが、これが昭和三十四年で適

用が終わっております。しかし、その

跡始末等が残つております。その跡

始末が昭和三十六年十二月三十日ま

でとなつております。これが本年に入

りましてすべて終了いたしましたの

で、二十条を削除するということにい

たしております。

○説明員(吉國二郎君) 本件につきまし

て、これを促進するために本年の三月

三十一日までを期限として特別の償却

を認めておりますが、これを現在の借

家あるいは住宅事情に顧みまして、三

年間延長することにしておるわけ

でございます。

それから、第二十条では、輸出損失

準備金勘定の制度が從来設けられてお

りましたが、これが昭和三十四年で適

用が終わっております。しかし、その

跡始末等が残つております。その跡

始末が昭和三十六年十二月三十日ま

でとなつております。これが本年に入

りましてすべて終了いたしましたの

で、二十条を削除するということにい

たしております。

○説明員(吉國二郎君) 本件につきまし

て、これを促進するために本年の三月

三十一日までを期限として特別の償却

を認めておりますが、これを現在の借

家あるいは住宅事情に顧みまして、三

年間延長することにしておるわけ

でございます。

それから、第二十条では、輸出損失

準備金勘定の制度が從来設けられてお

りましたが、これが昭和三十四年で適

用が終わっております。しかし、その

跡始末等が残つております。その跡

始末が昭和三十六年十二月三十日ま

でとなつております。これが本年に入

りましてすべて終了いたしましたの

で、二十条を削除するということにい

たしております。

○説明員(吉國二郎君) 本件につきまし

て、これを促進するために本年の三月

三十一日までを期限として特別の償却

を認めておりますが、これを現在の借

家あるいは住宅事情に顧みまして、三

年間延長することにしておるわけ

でございます。

それから、第二十条では、輸出損失

準備金勘定の制度が從来設けられてお

りましたが、これが昭和三十四年で適

用が終わっております。しかし、その

跡始末等が残つております。その跡

始末が昭和三十六年十二月三十日ま

でとなつております。これが本年に入

りましてすべて終了いたしましたの

で、二十条を削除するということにい

たしております。

○説明員(吉國二郎君) 本件につきまし

て、これを促進するために本年の三月

三十一日までを期限として特別の償却

を認めておりますが、これを現在の借

家あるいは住宅事情に顧みまして、三

年間延長することにしておるわけ

でございます。

それから、第二十条では、輸出損失

準備金勘定の制度が從来設けられてお

りましたが、これが昭和三十四年で適

用が終わっております。しかし、その

跡始末等が残つております。その跡

始末が昭和三十六年十二月三十日ま

でとなつております。これが本年に入

りましてすべて終了いたしましたの

で、二十条を削除するということにい

たしております。

○説明員(吉國二郎君) 本件につきまし

て、これを促進するために本年の三月

三十一日までを期限として特別の償却

を認めておりますが、これを現在の借

家あるいは住宅事情に顧みまして、三

年間延長することにしておるわけ

でございます。

それから、第二十条では、輸出損失

準備金勘定の制度が從来設けられてお

りましたが、これが昭和三十四年で適

用が終わっております。しかし、その

跡始末等が残つております。その跡

始末が昭和三十六年十二月三十日ま

でとなつております。これが本年に入

りましてすべて終了いたしましたの

で、二十条を削除するということにい

たしております。

○説明員(吉國二郎君) 本件につきまし

て、これを促進するために本年の三月

三十一日までを期限として特別の償却

を認めておりますが、これを現在の借

家あるいは住宅事情に顧みまして、三

年間延長することにしておるわけ

でございます。

それから、第二十条では、輸出損失

準備金勘定の制度が從来設けられてお

りましたが、これが昭和三十四年で適

用が終わっております。しかし、その

昭和三十七年三月一日 「參議院」

年の平均の伐採量を上回って伐採したものについては山林所得を二分の一に軽減するという規定、それからもう一つは、昭和二十八年一月一日から引き続き所有していた山林については再評価の規定を設けて、二十八年一月一日現在の価額で取得価額を計算するという特例、この二つを前国会で認めていただきたわけでございますが、このあととの分につきましては、今回譲渡所得、山林所得に関連して、所得税法でこの原則をとつたのでござります。つまり再評価制度を廃止いたしまして、二十八年一月一日現在の取得価額を基礎として譲渡所得 山林所得を計算することに本法をきめましたので、これに伴いまして租税特別措置法 規定は削除したわけでございます。

それから、三十一条以下の改正でございますが、これは収用等の場合、土地を収用された者がその収用の対価をもつて代替資産を取得した場合には、その代替取得した資産の価額の範囲内においては譲渡がなかつたものとする、あるいはもし代替資産を取得しない場合には、その譲渡所得を二分の一軽減するという一連の規定がござります。この中に今回は、土地が収用された場合にその上にある資産について取りこわしまたは除去をしなければならないことになつた場合、補償金をそれについて取得をした場合には、これも土地の取得と同様に扱う、その対価をもとにして代替資産を取得すれば、その代替資産の取得価額の範囲内で課税を起さないということにいたしましたものであります。それからさらに、地下鉄の掘さく等に伴いまして長期間土地を使用する場合、あるいは高圧の電

線の下にある土地の地役権を設定した場合等には、やはり補償金を取得するわけでございますが、これらについても収用等の場合と同様に代替資産の買いかえを認め、譲渡所得の課税の軽減を行なうということを加えたわけでござります。これによつて大体収用等の場合の譲渡所得の特例はほぼ完備したというわけござります。もう一つ、申し落としましたが、土地収用をいたします場合に、現物で代替資産を与えるという必要がございますが、この場合にその代替資産を売った人は土地収用法の規定の適用がございませんから、譲渡所得が普通のとおり課税される。そうすると、代替資産の取得が困難になる、そのため代替資産として交付するためには譲渡を行なつた場合、この場合にもこの規定を適用することにして、全体として均衡をはかつたわけでございます。

いうものがどんどん上がって参りますので、出資したときから払い戻しを受けけるまでには実際は価格は高くなっています。その場合には、まず第一に出資をいたしましたときに譲渡所得の発生がある、さらに出資の払い戻しを受けた場合には、その価格が上がつておれば、また譲渡所得の問題が起つて、それは課税上もおかしい話でございますので、こういう場合には、出資の場合にも払い戻しの場合にも譲渡所得関係を起こさないということにいたしまして、この防災建築街区の造成を促進することにしたのが三十八条の六以下三十八条の七の規定でございます。

税、これも同様三年間の延長をいたすわけでございます。

七十四条は、建て売り住宅の所有権取得の登記の税率の軽減、これも同様の趣旨によりまして三年間延長いたすものでございます。

さらに、七十五条は住宅新築資金の貸付にかかる抵当権取得の登記の税率の軽減、これも同様延長いたします。

さらに、ただいま申し上げました防災建築街区造成組合の取得登記の税率の軽減、これは新たに七十五条の二に規定をいたしまして、これについては新たに軽減の措置を講ずることにいたしたわけでござります。

それから、七十九条は外航船舶の保存登記または抵当権取得の登記の税率の軽減、これはまあいろいろ船舶の登記については問題がございますが、現在の外航船舶の建造の事情等に顧みまして、現在登記税を二分の一に軽減しておりますが、さらにそれを二分の一に軽減するにいたしたわけでござります。

それから、八十一条の二是農業協同組合等の合併の場合における不動産の権利の取得の登記の免稅、これは農業協同組合合併助成法、漁業協同組合整備促進法等の規定によつて合併いたします場合は、他の合併の場合と違いますので、これにつきましては登録税を免除するということを新たに定めたわけでございます。

さらに、中小企業あるいは農業に対する融資を円滑にするという意味においてまして、農林中金、商工中金の発行

する債券につきましては登録税を軽減をするということにいたしました。これが八十四條の二でございます。

最後に、九十二条は、通行税法の改正に伴いまして、一般の通行税の税率を二分の一に軽減したことに伴いまして、従来航空機については基本税率を二分の一に軽減いたしておりましたので、これに本税が二分の一になつたことに伴つて、さらにつこの特例をも二分の一にしたわけでございます。

以上、簡単でございますが、租税特別措置法の内容につきまして御説明申し上げました。

○委員長(細橋小虎君) 武藤総務課長。

○説明員(武藤謙二郎君) 先ほど御説明申し上げました関税定率法及び暫定措置法の改正について補足説明を申し上げますが、法案でごらんになりますとたいへん複雑ですので、改正税率(案)及び現行税率対照表というのをお配りいたしてあると思いますが、それをごらんになっていただきたいと思ひます。

関税率の改正につきましては、昨年プラッセルの分類表を採用いたしまして、品目をこなかくいたしました際に、自由化を考えまして大規模な改正を行なつたのでござりますが、今度さらに改正を要します部分的な手直しをいたします理由は、大体次のようなりとでございます。一つは、昨年においては自由化の時期がはつきりしなかつた、あるいは自由化を昨年考えておつたよりも繰り上げる必要ができた、そういう品目がございますので、それにつきまして関税率を改めて自由化の衝撃を緩和する必要があります。この関

す。重立つたものは鉛・銅・亜鉛、そ  
ういったものでござります。それから  
ら、第二番目はエネルギー対策でござ  
いまして、石炭に対する対策の一助と  
して石油関係の税率を動かしております  
す。それから、第三番目には、特定物  
資輸入臨時措置法が廃止になりますの  
で、その関係で特定物資でもって輸入  
差益を従来吸収しておつたのであります  
が、これは一面においては国内産業  
保護の役割も効果としてはいたしてお  
りましたので、それがなくなります  
と、それに応じて関税率を直す必要が  
あると考えるものがございまして、品  
目で申しますと、バナナ、パイナップ  
ルの関税の税率を引き上げておる、こ  
ういうことでござります。それから、  
そのほかには、中小企業の関係で若干  
競争力が弱いから上げてやる必要があ  
る。これは税率の引き上げとか、ある  
いは安いものが入ってくるというとき  
に、従価税では保護の効果が薄いので  
ある。従量税に切りかえる、そういう方  
法を講じております。それから、最後に、  
国産と競合しない、というような品目に  
つきましては、消費者の利益それから  
重要産業のコスト引き下げ、そういう  
ことを考えて税率を引き下げるとい  
うようなことを考えております。  
次に、主要品目について、この表を  
対照しながら概略御説明したいと思ひ  
ますが、まず石油の関係でございま  
す。これはこの表の五ページのところ  
を見ていただきたいのでありますが、  
五ページの上から三行目に「二七〇九  
のうち、製油用原油」というところが  
ございます。初めて書いてあります  
が現行の基本税率、その次が三百二十

円というところが暫定税率でござりますが、これではこの暫定税率をなくしましてキロリットル当たり五百三十円という基本税率一本になる、こういうことでございます。次が改正案でございますが、これとことの三月三十一日になつております。これから、暫定税率の適用期限が終わりの二十九ページを開いていただきたいのでございます。ここに、下から二番目に「第七条の四」というところがございます。これは暫定措置法の本文関係の表でござりますが、そこで石油化学原料用揮発油等の関税還付ということがございます。これは先ほど御説明申し上げましたように、各國でも石油化学の現状にかんがみ、ナフサとかガスについては関税を実質的にかからぬよう保護をしておるといふ実情でございますので、日本においても同様の制度をとりたいということですござります。それから、今の次に「第七条の五」というところに、「電力事業等用の重油の関税還付」ということがございます。これは先ほど御説明いたしましたように、石炭の長期取引に協力しておる、長期取引の契約をいたしております製鉄と電力の業者に対しても、一方において石炭を経済計算して、石炭対策としてまた石油が上がる。その二重の負担を避けるために、今度上りますと、石油のほうが安いのに石炭を買う約束をしておる。さらに今回六%が一〇%になりますので、四%相当の分、これは長期取引の契約をしてやる、こういう措置でござります。

石油の関係は概略そういうことでござりますが、次は非鉄金属の関係でございます。これは第一番に銅の地金でござりますが、これはこの表の十一ページの税率のところで、上から二番目に「七四〇一」のうち、銅（合金を除く。）の塊「云々」というのがござります。これは自由化を予想しておりますので、自由化のときから二年六ヵ月間暫定税率としてキログラム当たり三十円という従量税を作らうということをごさいます。このキログラム当たり三十円という従量税は、従価に換算しますと、そこに書いてありますように、約一二・九%に当たるということです。それから、次は鉛の地金でございますが、これは十五ページを、「七八〇一」のうち、鉛（合金を除く。）の塊「云々」とござります。これは現行の一〇%の従価税ペーパーの一番上に、「七九〇一」のうち、鉛（合金を除く。）の塊「云々」とござります。これは自由化のときから二年六ヵ月間、キログラム当たり十三円という従量税を適用する。これは従価に換算しますと、一八・六%に当たるということです。これは今の次のページの「七九〇一」のうち、重鉛（合金を除く。）の塊「云々」とござります。これは今、自由化のときから二年六ヵ月間、キログラム当たり十二円という従量税にして保護する。これは従価に換算しますと、一六%に当たっております。

それから、次はバナナでございますが、これはこの表の「一ページに戻つておきます。」のときから二年六ヵ月間、キログラム当たり十二円といふべきでございます。バナナにつきましては、

これは先ほど触れましたように、差益の徴収が本年の六月五日から廃止になりますので、現在の二〇%の税率を五月五日から三十八年の九月の三十日まで五〇%に上げる。こういうことにしておるわけでございます。パナナにつきましては、一年間五〇%でやつてございますが、差益がなくなりましたときに五〇%に上げる、こういうことをしておるわけでございます。パナナにつきましては、一年間五〇%でやつてございまして、今後の推移を見まして、さらにその後の税率をどうするかということは考へるということで、一年間の暫定の五〇%にしております。それから、その次はパイカンでございまが、これは三ページをごらんになつていただきますと、三ページの税率のほうで見ていただきますと、下から二番目の「二〇〇六のうち、パイナップル(加糖)」とござりますが、これは加糖のほうで申しますと、現在は三五%の税率でガットが二五%の税率になつております。これについても、先ほど申しましたように、差益の徴収を行なっておりますが、これが廢止されたあとで関税を五五%に引き上げるといふことにいたしております。その次はオレンジでございますが、これは一ページの先ほどのバナナの次でございまが、これは季節関税という日本の関税としては新しい制度を採用しておりなす。オレンジにつきましては、一方において国産のオレンジを保護したい、他方においてなるべく消費者の利益を考え安くしたい、そういう両方の要請を調和させるために、国産の出回り期であります十二月から五月まで、この間は現行の二〇%を四〇%に上げる。ただし、国産の出回りのないとき

には、消費者の利益を考えて、従来どおりの二〇%に据え置く。季節によつて税率が変わる、そういう制度を採用することとしております。  
そのほか鉱産物につきまして、御承知のように、日本では海外に比べて競争力が弱くて、しかも合理化もなかなかむずかしいというものが多く、しかかも安定的な供給源を確保するためには何らかの保護が必要。そこで、これにつきましてもある程度の輸入はどうしても必要である。その量を限られておりますと、それまでの輸入は国産に打撃を与えるということはございませんでしたが、安いものが量をこえて入ってくるということになりますと、国内産業に打撃を与える。そこで、需要者がほんから見ますと、なるべくコストの安いものがほしい。それから、国内の生産者のほうから見ますと、安いものが無制限に入ってきては困るということでございますので、タリフ・タオーラー制度をとりまして、一定の量までは無税、それをこえたものに対しても税金をかける、こういうふうに改めることとしております。で、たとえば五ページの一一番上に「アンチモン鉱」というのがございますが、これは「一次無税」というのが数量制限できめますが、その数量までは無税、「二次一〇%」というのは、それをこえて輸入をされる場合には税が一〇%かかる。こういうことでございます。「モリブデン鉱」も同様でございまして、その前のページの一番下、四ページの一番下の「モリブデン鉱」というのがございますが、これは一次が無税、二次が一五%と、こうしております。それから「タンクスティン鉱」がそのページに

ございますが、これは一次が無税、二次が二〇%次がキログラム当たり八十七円、二〇%見当としております。それから、「マンガン鉱」も同様に、その前のございますが、一次が無税、二次が二〇%としております。それから、五ページに行きまして、中ごろに「二八〇五のうち、水銀」というのがございますが、これも同様でございまして、一次が無税、二次が二五%，こういたしております。

○説明員(志場喜徳郎君) 酒税法等の概略、以上のとおりでございます。

○委員長(柳橋小虎君) 志場税制第二課長。

酒税法等の一部を改正する法律案でございますが、これは酒税法の一部を改正する条項と、それから酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、いわゆる酒團法といわれております法律の一部を改正する条項、これがこの中身でございます。お手元に新旧対照表も差し上げてございますけれども、かなり複雑でございますので、大体の順序を追いまして、中身について簡単に御説明したいと思います。

まず第一は、第二条の改正關係なりであります。アルコールにつきまして若干の改正をしております。ただいまの第二条第一项におきましては、アルコールは酒税法の対象にならない、こうしておるのでございますが、そのため、たとえしようじゅう会社、それ

が造りましたアルコール、これは大体九十五、六度、七、八度というものです。蒸留されてくるわけでございますが、それを清酒の製造者がいわゆるアルコール添加をしますために買ってくる、こういう場合に、アルコール分が九十度以上でありますと、アルコール専売法の規定の適用を受ける、こういうことになるのじやないかといふところから、実は八十九度以下といふふうにアルコール分を薄めまして、いわばむだな水を入れて運んできてるという格好になつております。そこで、現在のアルコール専売法の十七条によりまして、酒類の製造免許を受けた製造者が、その同一の製造場内において酒類の原料用に使うアルコールについては、たとえば九十度以上につきましても、アルコール専売法の規定の適用を受けないという規定があるわけでござりますが、その解釈をめぐりましていろいろと問題がございました。ところで、今回通産省との間に解釈を統一いたしまして、要するに、酒の免許を受けた者が酒の原料用に使うという場合には、アルコール分が九十度以上のものでありますても、これを専売法の適用はしないことにするということにいたしまして、相伴いまして、酒税法第二条でこの旨をはつきり書きまして、したがいまして、今後はしようちゅう会社が造りました九十七、八度、五六度というアルコール分のものも、そのままの濃いアルコール分で他の酒類製造者に運搬し供給することができ、輸送の節約、その他コストの節約がはがれる、こういう趣旨でござります。

さいます。先ほど提案理由の説明で申し上げておきましたとおり、現在酒類は九つの種類があるわけでござりますが、濁酒、いわゆるぶるくでございますが、これは密造のものがかなりござりますけれども、正規に免許を受け造つております濁酒と申しますのは、若干の神社あたりでごく少しある程度でございまして、ほとんど流通市場には回つておりません。また、白酒につきましても、今ちょうど季節でござりますけれども、節句のときに若干意味がないのじゃないかというところから、これを独立の種類からはずす、こういうことにいたしました。そのかわり、現在雑酒の中にはウイスキー、リキュール、あるいはウォッカ、ラムというようなないわゆる強酒精酒というようなものがあります。雑酒のうちこれららのものが次第に数量が増して参りまして、そういうわけから、いつまでも雑酒という名前をかぶることはいかがなものだらうかというところから、新たにこの中からウイスキー類といたしまして、ウイスキー、ブランデーというものを取り上げました。また、リキュール類といたしまして、いわゆるリキュール、甘い混成されしたものでありまするが、これも世界的な名称でございますが、リキュール類として独立させて参りました。また、ウォッカ、ラム、ジンのたぐいは、現在は雑酒の中のいわゆる強酒精酒——アルコール分の強いという意味でありますけれども、これは強酒精酒と申しますけれども、こ

れも世界的に考えますすると、スピリットと申しますか、そういう概念もされております。もっともスピリットの中にはウイスキー、ブランデーも含めていうこともござりますけれども、それを独立させて除きますと、あとにはそういうウォッカ、ラム、ジンが残るわけでございますので、少しハイカラな名前というのでスピリット類ということにいたしましたわけでございます。

なお、これに関連いたしまして、若干申し上げたいのは、まずしようと申しますが、しようちゅうは、現在甲類と乙類となるわけであります。甲類はいわゆる新式しようちゅうといいまして、先ほど申しました原料のアルコールになるもので、無色無臭とは申しませんが、いわゆるアルコールそのもののようなものでございますけれども、この乙類と申しますのは、南九州あたりでできますようないわゆるかすとりしようちゅう、あるいはイモとりしようちゅうでございまして、アルコール分も蒸留の過程におきましては六〇数%しか出ない。したがいまして、かすのにおい、あるいはそのにおいが残る旧式しようちゅうといわれるものであります。現在の税法でございますと、アルコール分が四十五度までは申類しようちゅうということになつておりますけれども、しようと申しますが、あるいはウイスキーの二級から、あるいはほかのスピリット等と比べまして、あるいはウイスキーの二級に比べまして、かなり税率を軽減しております。事実出しておりますしよ

ちゅうは二十五度のものが大半でござりまするが、税率があまりにもほかの雑酒類に比べまして低いのでありまするから、現在実行上は三十六度以上のものは出荷させておりません。これでいかにも困るといふところから、三十六度から四十五度までのものも出荷させてやりたい、こう考へるわけであります。ただ、その場合に、名称でありまするけれども、しようちゅうの乙類、いわゆる旧式のしようちゅうにつきましては、まあ、しようちゅう、しようちゅうというそれ自体としての愛好といいますか、といふものもございましょうし、けつこうと思いまするが、純粹のいわゆる新式のしようちゅうにつきましては、しようちゅうという名前をかぶせてこれを売り出すということは、いかにもこの販売の拡充と申しますか、市場性という面からいいまして適當でない、何とかほかの名称をもらいたいという希望もあるわけでございます。かたがた、たとえばウオッカをとつてみましても、あれは蒸留したものをシラカバの炭でこすということをしておりますけれども、これは中身をごらん願いますと、純粹の四十五度なりのアルコール、いわゆるしようちゅうというものと品質、内容は同じでございます。そういうようなことを考へまして、今回スピリット類を独立させるにあたりまして、新式甲類しようちゅうの三十六度から四十五度までのものをしようちゅうにあらずして独立のスピリット類の中に持つてくる、こういうことにいたしましたわけであります。

いますが、これは現在雑酒の中に甘味果実酒の品目として入っております。これは世界のアルコール分類傾向から申しますると、やはりフォーティファイブアイド・ワインと申しますか、強化されたブドウ酒ということでございます。いずれも広義の果実酒という中に含まれております。今回、果実酒という原則を果実酒類といたしまして、その中にはいわゆる生ブドウ酒のような果実酒と、現在のような甘味果実酒を品目として持つて参るということにいたしました。なぜ申しましたか。先ほど申しましたが、濁酒はどこに行ったかと申しますと、残った雑酒の中に入っています。白酒はどこに行つたかと申しますと、これはねばねばと混ぜたものでございまして、糖分を含んでおりますので、リキュール類に入ります。

すときには、一たび同じガスを加えますと、今度はがらりとそれと違いました。税率の適用を受けるということは適当でないということによりまして、それぞれ、たとえば清酒に発泡性を持たせたものは清酒である、合成清酒に発泡性を持たせたものは合成清酒である、ウイスタンはやはりウイスキーである、こういうことにしておいたのでございまします。

以上の点が大体酒の種類についての規定の改正でございます。

なお、この際、酒母、もろみ、こうじにつきまして、これは製造免許等になつておりますので、その定義を明らかにいたします。

なお、品目級別につきましては、先ほども申し上げましたけれども、みりんが現在甲類、乙類になつておりますが、甲類と申しますのは、いわゆる本みりんと、いうあの甘いほうであります。乙類というのは俗称本直しといふものであります。しょうちゅうと甘いみりんとを加えたような飲みものであります。でありますので、全然品質、内容が違うものでありますので、甲類、乙類というのはあまり適当でありませんので、俗称の呼称に従がいまして、本みりん、本直しということに改めました。

なお、級別につきましては、先ほど申し上げましたように、清酒についてのは、現在の四階級の区別を三段階にし、リキュールについては、現在第二級のみでございますので、これの級別を廃止するということにしたのであります。

も、大体二割程度の減税を行なう。小売価格におきまして、平均すれば大体一割程度の引き下げを期待する。これは先ほど申し上げましたとおりでありますけれども、この税率構造につきまして今回の改正は、二あります。まず第一は、アルコール分に応じましては比例税率的にスライドさせるということを考えたのであります。これはすべての酒類を通じまして。と申しますのは、たとえば清酒の第二級をとつてみますと、現在の税率はアルコール分十五度のものを基本にして考えております。それが上のほうに参りますと、アルコール分が十七度をこしますと、アルコール分というプラス・アルファの税率が加算されるのであります。つまり十八度であれば、十五度のところの税率の十五分の十八といふことにあらずして、十五分の十八にプラス十五度をこえる三度についての一度当たり二割を加算したもの、こういふに加重されるのであります。なお、下のほうのアルコール分を下げていきました場合も、なめらかなアルコール分に応じた税率の下がり方になつておりません。さうなわけでありますので、このアルコール分の構成というものが、市場におきましては、企画が統一されたような格好になつております。これではやはり商品をバラエティに富ませし、あるいはそれぞれの嗜好に応ずるような商品を供給するということから、適当でないといふところから、業界のほうからも、もう少しだらかな、いろいろとお好みに合つたようなアルコール分のものを出せるようなどいふ要望もありますので、基本的なものといったましても、一応十五度なら十

度のときはたとえば十二分の八といふように税率が下がって参ります、アルコール分に応じまして。しかし、半面物品种税でも、たとえばサイダーのようないわゆる炭酸ガス飲料に対しましては課税をしております。その税率は一キロリットル当たり五千円でござりますので、酒につきましてもその構想を入れまして、そういうふうにして造りました発泡酒につきましては、一キロリットル当たり五千円の税率を各アルコール分に応じた税率で出していく、こういうことをいたしましたのが第二点でございます。

第三は、従価税の採用でございまして、たとえば清酒特級でありますと、デラックスというようなわけで一千四、五百円あるいは二千円といふようなものが出でております、ぼつぼつ。これはいかにも従量税率だけでは負担が不公平でありますので、また政令できめたいと思っておりますが、普通のものに対しまして若干のアロー・アンスを見た値段のものにつきましては、製造者の段階あるいは輸入酒類であれば保税地域から引き取る段階におきまして、従価税率で税金をかけていこう。この場合は従量税は適用しませんで、従価税だけ適用していこう、こういうのでございます。その種類としましては、清酒の特級、それからウイスキー類、いわゆるウイスキー、ブランデー、果実酒類、つまりブドー酒とかリキュールというようなものに限定いたします。そうしてその税率は、清酒でございまして、それからスピリッツ

類につきましては百分の百、あるいはリキューに付しましては百分の五十、こういうやうになつております。大体、普通のものにおける、通常の価格のものにおける従量税率を従価税率に換算したのと大体均衡をとつたものでございます。

以上が大体課税の負担面につきましての実質的改正点でございます。

その他、制度の改正といったしまして、賦課課税方式を申告納税方式に改めます。さようなわけで、現在の課税標準の申告が翌月の十日でありますが、これを翌月末日といたしております。

また、未納税移出あるいは輸出免税のことにつきましては、現在は事前に税務署長の一々承認を要する、こうなつておりますが、これは手続上煩瑣でもござりまするので、申告納税制度によることに伴いまして、その課税標準を税額の申告においてその旨を申告し、ないしは必要となるたとえば輸出免除のような証明書類というようなものを添付すれば、それでそういうような免税は完結する、こういうふうにいたしております。

なお、罰則につきましては、現在、

脱税犯の場合で現行は五十万円以下の

罰金でありまするが、税金の十倍相当額が五十万円をこえますときは十倍ま

での罰金になる。いかにも高いのであ

ります。したがいまして、今回の間接

税全般につきまして、その罰金の最高

を三倍にするといふうにいたしてお

ります。

なお、密造なりあるいは脱税犯のよ

うなものは、酒を没収されることがあ

りますけれども、没収された酒につい

ては酒税をかけることになつております。これがいかにも酷だらうといふことで、没収された分については税金をかけないことにすると、そのほか格のものにおける従量税率を従価税率に換算したのと大体均衡をとつたものでございます。

以上が大体課税の負担面につきましての実質的改正点でございます。

その他、制度の改正といったしまして、賦課課税方式を申告納税方式に改めます。さようなわけで、現在の課税標準の申告が翌月の十日でありますが、これを翌月末日といたしております。

また、未納税移出あるいは輸出免税のことにつきましては、現在は事前に税務署長の一々承認を要する、こうなつておりますが、これは手続上煩瑣でもござりますので、申告納税制度によることに伴いまして、その課税標準を税額の申告においてその旨を申告し、ないしは必要となるたとえば輸出免

除のような証明書類というようなものを添付すれば、それでそういうような免税は完結する、こういうふうにいたしております。

なお、罰則につきましては、現在、

脱税犯の場合で現行は五十万円以下の

罰金でありまするが、税金の十倍相当額が五十万円をこえますときは十倍ま

での罰金になる。いかにも高いのであ

ります。したがいまして、今回の間接

税全般につきまして、その罰金の最高

を三倍にするといふうにいたしてお

ります。

なお、密造なりあるいは脱税犯のよ

うなものは、酒を没収されることがあ

りますけれども、没収された酒につい

ては酒税をかけることになつております。

これがいかにも酷だらうといふこと

であります。

以上が大体課税の負担面につきましての実質的改正点でございます。

その他、制度の改正といったしまして、賦課課税方式を申告納税方式に改めます。さようなわけで、現在の課税標準の申告が翌月の十日でありますが、これを翌月末日といたしておりま

す。

さらに、附則におきましては、先ほ

ど申し上げました従価税率の適用を受

けるものにつきまして、いわゆる手持

ち品課税を行なうことにしておりま

すけれども、一人の販売業者、メー

カを通じまして、一キロリットル以上

のそいつた従価税の対象になる酒を

四月一日現在に手持ちしている場合に

限りまして従価税を適用していく。

そして從来納めておりました従量税率の

差額を徴収することにいたしておりま

す。しかし、一キロリットルと申しま

すのはかなりの量でございまするの

で、まだどの程度適用がありますか

わかりませんが、一応建前はそういう

ふうにいたしております。

なお、二番目のいわゆる酒團法の改

正でありまするが、これはいろいろと

酒の種類が変わりましたり、定義が変

わつたりすることに伴う事務的な改正

並びに、共同びん詰業というようなの

がございますが、これがやはり今後の

企業合理化の面から必要なことであ

ると思ひます。ぼつぼつ出ております

が、今後も多く見られると思ひます

が、それが現在酒類業組合にはいれな

い、組合の資格がないといふことに

なつておりまするので、これに資格を

持たせることとするといふうなのが

実体的改正でありまして、あとはきわ

めて事務的、技術的でございます。

次は、物品税法の改正法案でござい

まするが、これは昭和十五年の法律を

基礎としておりまするかたかなの法律でありまして、非常に体裁も古く、最近の他の間接税等の体系等から考えますけれども、バランスがとれておりません。したがいまして、実体的には現在所要の規定の改正をいたしております。

ささらに、附則におきましては、先ほど申し上げました従価税率の適用を受けるものにつきまして、いわゆる手持

ち品課税を行なうことにしておりま

すけれども、一人の販売業者、メー

カを通じまして、一キロリットル以上

のそいつた従価税の対象になる酒を

四月一日現在に手持ちしている場合に

限りまして従価税を適用していく。

そして從来納めておりました従量税率の

差額を徴収することにいたしておりま

す。しかし、一キロリットルと申しま

すのはかなりの量でございまするの

で、まだどの程度適用がありますか

わかりませんが、一応建前はそういう

ふうにいたしております。

なお、二番目のいわゆる酒團法の改

正でありまするが、これはいろいろと

酒の種類が変わりましたり、定義が変

わつたりすることに伴う事務的な改正

並びに、共同びん詰業というようなの

がございますが、これがやはり今後の

企業合理化の面から必要なことであ

ると思ひます。ぼつぼつ出ております

が、今後も多く見られると思ひます

が、それが現在酒類業組合にはいれな

い、組合の資格がないといふことに

なつておりますので、これに資格を

持たせることとするといふうなのが

実体的改正でありまして、あとはきわ

めて事務的、技術的でございます。

次は、物品税法の改正法案でござい

まするが、これは昭和十五年の法律を

ういうようなものにつきまして課税を

廢止しようといふのであります。

税率は、先ほど申しましたように、

現在の製造従価課税税率が三%から最

高五割まで八段階に分かれています。

割、四割の五段階にいたしまして、い

るいと原則的には二割の税率を基準

であります。なお、未納税移出あるいは輸

出税の問題における承認をなくする文書を改めまして、ひらがなにしてお

ります。なお、未納税移出あるいは輸

が、さようなものは、いかにもバランスを失するということから取り上げました。最近の発達にかかるものもございます。大型のルームクーラー、自動車用の冷房のカーケーラー、それからあるいは扇風機と同じような冷風扇というようなもの、あるいは電気の洗濯機と電気の脱水乾燥機というものを合体しましたようなもの、あるいは電気の芝生刈込機あるいはステレオ装置、すでに電気蓄音機は課税されております。いわゆるステレオ・アンサンブルと申しまして、スピーカーの分、アンプの分、プレーヤーの分、ばらばらに出てるので、これによつて負担が非常に不当に低くなつてゐるから、こういうステレオ・アンサンブル装置をとらえまして、課税のバランスをはかる。モーター・ボートは課税されておりますが、アウト・ボート・エンジンと申しまして、ボートの外にエンジンを取りつけております。これで走るわけです。このエンジンは課税になつていなく、ワクだけ課税されているわけでありますので、それをある馬力以上のものにかけていこう、あるいはテープ・レコードは現在課税になつておりますが、円盤式レコードは、円盤でございまして、テープでないということから、現在課税になつております。非課税でありますので、円盤式レコードも含めて課税する。大体こういうことであります。モーター・ボート用船外のエンジン、ステレオ装置は、四月一日からそういうふうにいたします。あのものにつきましては、今申しました季節用品も多いわけでありますから、今年の夏におきまするそういうものの価格に対する影響も考慮い

たしまして、すべて今年の十月一日から施行する。なお、税率を一挙に二割と三割の本来の税率に戻すこととも、激の変更を受けますので、その後二年間にわたりまして暫定的に一割の軽減税率を適用する。こういうふうな経過的の緩和措置も講じております。

大体以上が、この法律案におきまする実体的な規定の内容であります。なお、政令おきまして、引き続き課税点等を委任を受けまして規定する免稅点等を委任を受けまして規定する実体的な規定の内容であります。

現在の免稅点のおおむね倍額程度、ものによって若干違いはありますけれども、そういうようなものの程度まで引き上げるという予定にいたしております。

○荒木正三郎君 資料要求ですが、二法案につきましての補足説明といたしま

す。

○政府委員(安藤吉光君) 合同委員会の議事録を出してもらうように要

求したのですが、その後それはどういふうに取り扱われておりますか。

現在の免稅点のおおむね倍額程度、ものによって若干違いはありますけれども、そういうようなものの程度まで引き上げるという予定にいたしております。

○委員長(細橋小虎君) 今後の資料の御提出を願います。

暫時休憩いたします。  
午後零時十九分休憩

午後一時五十一分開会

○委員長(細橋小虎君) ただいまから大蔵委員会を開いたります。

まず、関税法の一部を改正する法律案を議題とし、前に引き続き質疑を行なうことになります。

○須藤五郎君 先日、私も日米合同委員会の議事録を出してもらうように要

求したのですが、その後それはどういふうに取り扱われておりますか。

○政府委員(安藤吉光君) 合同委員会の合意議事録に関しましては、たしか須藤先生のいらつしやるときにも申し上げましたし、その後も申上げましたとおりでございます。すなわち、合同委員会は、双方の申し合わせによりまして、この議事録は発表しないといふことにいたしております。し

かし、その内容で重要な国民の権利義務の関係資料を出してもらいたい。これ

は衆議院の予算委員会でも出してお

りますが、これを出してもらいたい。そ

れから、もう一つは、租税特別措置法による減税の三十七年度の推定額、租

税特別措置法の減税額の一覧表、これ

はできれば国税分と、今まで国税の分

だけ出してもらったのですが、国税に

見合う地方税の分も、この際調査して

出してもらいたい。この二つの資料を

提出を願います。

○須藤五郎君 どうぞお聞きください。

○政府委員(安藤吉光君) 今井栄文君

のとおり

だけ出してもらったのですが、国税に

見合う地方税の分も、この際調査して

出してもらいたい。この二つの資料を

提出を願います。

○須藤五郎君 どうぞお聞きください。

○政府委員(今井栄文君) そのとおり

だけ出してもらったのですが、国税に

見合う地方税の分も、この際調査して

出してもらいたい。この二つの資料を

提出を願います。

話し合ひによつて、われわれの知らぬ

い場で知らないことが行なわれてゐる

ふうなりますと、参議院における

答弁と衆議院における外務大臣の答弁

とは大きな食い違があると思ひます

が、どうですか。

○政府委員(安藤吉光君) 私、その席に沿いまして、私この前申し上げまし

たが、合意議事録そのものは申し合わせによりまして提出いたしかねますけ

れども、その内容については御説明申

してあるわけございます。そしてま

た、先ほども申しましたとおり、権利

義務に關係のある重要なものは各省の

告示等の形をもちまして周知方を取り

計らつておられるわけでございます。

○須藤五郎君 こういうことで押し問

答をしておつても時間がたちますか

から、一点だけ私伺つておきたいと思う

のですが、この前荒木さんですか、

木村さんが、私がいなくなつたあとで

つまた、ことにこの席で問題になりま

した昭和三十五年六月の日米間の合

議で出しております。周知させ

ておるというわけでございます。か

つまた、ことにこの席で問題になりま

した昭和三十五年六月の日米間の合

議で出しております。周知させ

ておるというわけでございます。

だから問題にならないのだ、こういう

ふうなりますと、参議院における

答弁と衆議院における外務大臣の答弁

とは大きな食い違があると思ひます

が、どうですか。

○政府委員(安藤吉光君) 私、その席に沿いまして、わが党の川上貢一

問題が問題になりまして、討論が続けられたのですが、しかし、小坂外務大

臣はこの自分の答弁を言い直していな

いのです。取り消していいのです。

だから、外務大臣の国連軍として来て

おるという答弁は、私は今日生きてい

られたのですが、しかし、小坂外務大

臣はこの自分の答弁を言い直していな

いのです。取り消していいのです。

おるという答弁とは大きな食い違がある。

揮を受けるけれども、そうでないときには韓国軍としているのだということを言われておったことを私記憶しております。

それからもう一つ、韓國機が日本に参りますのは非常に少のうございます。月に一機平均ぐらいだとたしか記憶しておりますが、その場合は必ず外交チャネルを通しまして、韓國代表部から外務省に同意方の要請がございまして、外交チャネルで許可をしておる次第でございます。

はないのですが、あなたは速記録を見  
てから答えると言つていらつしやる  
が、ここに私たちのほうの速記がある  
のですが、こういう小坂外相の答弁に  
対しまして、韓國軍はただの第三國軍  
か、国連軍か、こういう質問をしまし

たときに、政府の答弁は、韓国空軍が日本に来るのは国連軍指揮下にある軍隊として取り扱うのだというような非常にあいまいな答弁をしておるわけであります。よく速記録を読んで検討して下さい。はなはだあいまいな答弁で、どうも私たちには納得いかないようなんですが、いな答弁が衆議院でなされておる。この問題は外務委員会の問題だと思いますので、ここで私はとやかく言うのはやめて、衆議院の外務委員会の討議に譲りたいと思います。

これで私は一応質疑を終わるわけですが、さらに関税局長に尋ねておきたかったと思うのですが、韓国の軍の飛行機が日本に来る場合——税関の扱いとしては、アメリカ軍のいわゆる軍の飛行機、アメリカ軍の軍人が日本の飛行場に来たときには、いわゆる軍隊、部隊として来た場合は税関は調べない。だ

から、個人は部隊ではないけれども、二人以上は部隊だというこの間のお答えだった。その二人のうち一人が指揮官で一人が兵卒であっても、兵卒二人でも一人が要するに命令をする立場に

立つて来るならば、それは調べない、  
こういうお答えだったのですが、韓国軍  
の場合はこのアメリカ軍のこれと同  
じ扱いをするのかどうかという点を聞  
いておきたいと思います。

○政府委員(稻益繁君) 部隊として参りました場合に税關の検査を免除されると、いうのは、例の地位協定に基づくものであります。これはもう米軍に限られるわけでござります。したがいまして、韓國の軍用機が参りました場合には、当然税關検査に付するわけであります。

○須藤五郎君　その言葉を僕も信用します。  
○須藤五郎君　それは関税法によつて  
はつきりと規定があるわけですね。  
○政府委員(福益繁君)　地位協定によつて  
しまして除外例が米軍の場合に規定さ  
れておりまして、それ以外は一切同じ  
ように扱つておりますから、やりま  
す。

でいらっしゃいますがね。実際に韓国  
の飛行機がやつてきた場合、木更津に

○政府委員(安藤吉光君) 実際を承知  
来た場合、伊丹の空港に来た場合、実  
際にやっておりますか、どうですか。

してありますので、御参考に私から答弁させていただきます。

韓国の飛行機が来ますとき、具体的には韓国は外交チャンネルによる同意を求めて参ります。それと、今度は米軍の基地を使用いたします場合、これは大体板付でございます。そうしますと、その前に実は一ヵ月くらいであります

と、その前に先づ一考り、もいておこりますが、合同委員会で米側から連絡がござります。そうして米側からは全部日本の法規に従うことが向こうから蓄約が入つております。それから、いよいよ来る直前になりまして、もう一同連絡がござります。したがい

ちるん連絡をとり得る時間的余裕もあ  
ります。それから第三回目に、いよい  
よこれから飛び立つというときに、ま  
た連絡が来る。そういうふうにいたし  
ておりますので、間違いはないと思  
います。

○委員長(棚橋小虎君) ほかに御発言  
もなければ、これにて質疑は尽きたも  
のと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないも  
のと認めます。

これより討論に入ります。御意見の  
ある方は、贅否を明らかにしてお述べ  
を願います。

○須藤五郎君 私は、この法案に反対  
をするものなんです。

この法案自体を見ると、わずか二行  
の簡単な法案で、何でもない法案のよ

うに見えますけれども、これを審議していく中で、やはりこの法案の裏にい

いろいろの問題がひそんでいるということを私たち感ずるわけです。鹿児島空港の開港も、これは沖縄と韓国とを

結ぶためのものであり、開港になれば、アメリカは行政協定によりまして、韓国軍もまた勝手気ままに使用できることになるだろうと考えます。

まあ今日、朝鮮の事態は非常なむずかしい状態にありまして、一握りの朴一派の軍事独裁政権、これは相次ぐ死判りの食糧とからう上に辛うじてその余命

月の引揚げといふことは、一九三二年の春のことである。その年に日本は支那を保つてゐるような政府でありまして、アメリカ軍の軍事支配の強化と三十八度線における大規模な軍事掃除によりまして、戦争の発火点にこの三十八度線がなるうとしておるようなときなんです。そのときには、いかなること

特に、今度の鹿児島空港は、韓国から沖縄に行くいわゆる足場として、この鹿児島空港がこれから使われていくということは、明らかに点だと思います。そのために鹿児島空港は今拡張をしようという意見すらも出ているということを聞きまして、こういう危険なことが今後やられていくならば、日本の平和を脅かす結果ともなるかと私は考えるわけです。

こういう関税関係の法案一つ見ましても、このように重大な問題が実は隠されているよう思います。韓国の問題が関税だけなどということは私はないと思うのです。あらゆる分野にまた

がつて いるこ とは 想像に がたく ないと  
考 えます。施 行細 则、日 米合意 書、合

議事録などを含めて、行政協定を全面的に検討しなければならないときだと私は考え、そして行政協定の日米合意

意書などを私は国会に提出してもらいたいということを重ね重ね要求しておりますが、それは政府の拒否によつて提出をいまだ見ていないと、いうことも、これも私はきわめて遺憾な点だと思います。

○委員長(柳橋小虎君) ほかに御発言もなければ、これにて討論は終局したるものと認めて差しつかえございません。考へまして、私はこの法案に反対の意思を表明するものであります。

○委員長(細橋小虎君) 御異議ないも  
のと認めます。

これより採決に入ります。関税法の一部を改正する法律案を問題に供しまた本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(細橋小虎君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(細橋小虎君) 御異議ないもとのと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(棚橋小虎君) 次に、保険業法の一部を改正する法律案を問題とし、質疑を行なうことといたします。

○荒木正三郎君 政府委員はどなたが……。

○委員長(棚橋小虎君) 柏木財務調査官であります。

ちよっと速記をとめて。

[速記中止]

○委員長(棚橋小虎君) 速記をつけ

て。

○荒木正三郎君 それでは、保険業法の一部を改正する法律案を関連して若干の質問をいたします。

初めに、現在日本の船舶保有量、どれくらいになっているのか、説明を願いたいと思います。

○政府委員(大月高君) 百トン以上の鋼船について統計がござりますので申しますと、三十五年度末、つまり三十六年三月で七百二十六万二千トンでございます。

○荒木正三郎君 その中でいわゆる新鋭船、新しい船と、いわゆる老朽船といわれていたようなもの、どういう割合になっていますか。

○政府委員(大月高君) 現在正確な統計を持っておりませんが、半数以上は新鋭船だと思います。

○荒木正三郎君 非常にばく然とした今の答弁であります。これは私は答弁としては工合が悪いと思う。なぜかというと、この法案の提案理由は、老朽船等劣悪な船が少なくなってきたいから、こういう改正をする必要があるんだという、これが改正のおもな理由になつていて。それについて全くないところを示しているのか、単に半分以上といふことを聞いておきたいと思うのですが、船

うようなことでは、実際この法案がどうして提出されたか、その理由を理解しにくいのですが、どうなんですか。

○政府委員(大月高君) 先ほどの新しい船と古い船の統計は、運輸省に照会いたしましたれば正確にわかると思いま

すので、後日御報告申し上げます。

○政府委員(大月高君) 保険の観点から見ますと、船舶保険の損害率によりまして、大体において

新らしい船の損害率は低いわけございませんし、古い場合には損害率は高いわけござります。そういう裏から推定

する材料で申し上げますと、損害率が三十二年七六・三%、三十五年におきまして六七・〇二%というようになります。

○政府委員(大月高君) 船舶保険が、古い船の例といたしまして、例の戦標船でございますが、戦標船の損害率が三十二年九四・八六、三十三年一

二四・八一、三十四年一一七・四九、三十五年七八・八五、こういうように大きなかウエートを占めているといふ

他の普通船に比べまして相違ない

という数字を示しておりますので、全

体の損害率が遂次低下しておりますと

ころから考えますと、新しい船が遂次大きなかウエートを占めているといふ

その他の普通船に比べまして相違ない

という数字を示しておりますので、全

船の損害率が遂次低下しておりますと

でございます。

○荒木正三郎君 それで、戦標船と

その他の普通船に比べまして相違ない

という数字を示しておりますので、全

船の損害率が遂次低下しておりますと

でございます。

○政府委員(大月高君) 後刻提出いた

船舶保険の現況について大体の説明をしてもらいたいと思います。

○政府委員(大月高君) 現在の船舶保険事業の大体を申し上げますと、今お

話がございましたように、日本の船舶が壊滅いたしましたのでござりますが、海運界の復興再建とともに、年々事業が拡大して参りました。昭和三十一年度におきましては、損害保険会社十九社ございますが、三十五年度の元受会社十九社の引受け契約件数が約二万七千件ございます。それで、その元受保険料が約百四十八億円、全体の民間の損害保険の総元受保険料は千百二十

三億円でございます。それと割合を申しますと約一三%、こういう数字が船

見ますと約一三%、こういう数字が船

の損害保険のウエートでございます。

それで、船舶は、御存じのように海洋

航行いたしまして、いろいろな危険

がございます。そういう意味で、船舶

関係におきましては保険の普及率は非

常に高いわけでございます。

それで、今の百四十八億に至ります

経過は、三十三年及び三十四年におきましては伸び率が八・五%、五・五%

というよう若干落ちておつたわけでござりますけれども、三十五年におきましては伸び率が一〇・六というよう

伸びて参っております。三十六年

次よくなつております。ただ、三十二年度以降は損害率が若干高くなつてお

るわけでございますが、その悪くなつたおもな原因是、やはり戦標船、老齢船、小型船、そういうものでござります。

○政府委員(大月高君) 私のところにある資料では、三十三年は六五%，三十四年八二%でございます。

○荒木正三郎君 私のところにある資料では、三十三年六六・五%，三十四年七七・二%，三十五年六二・二%，この数字のお話かと思いますが、この損害率は、日本の国内におきまして保険を引き受けまして、その一部を海外付保するわけでございます。で、残りが国

で、三十三年六六・五%，三十四年七

一%，大体そういうふうになつてあります。

それから、保険料の割合を三十六年におきましては保険の普及率は非

常に高いわけでございます。

それで、今の百四十八億に至ります

経過は、三十三年及び三十四年におきましては伸び率が八・五%、五・五%

というよう若干落ちておつたわけでござりますけれども、三十五年におきましては伸び率が一〇・六というよう

伸びて参っております。三十六年

というよう若干落ちておつたわけでござりますけれども、三十五年におきま

しては伸び率が一〇・六というよう

伸びて参っております。三十六年</

ほどお話をありました数字になつておるわけであります。

○荒木正三郎君 そのうち海外に再保険をかけています。それの状況はどううふうでございますか。

○政府委員(大月高君) これは海外の再保の問題でございますので、現在元受けいたしております保険は、一部は国内におきまして東亞火災海上再保険会社を中心いたしまして、再保険の機構を作っております。それから一部は、ロンドンを中心いたしまして、海外に対しまして再保に出しているわけでございます。現在海外に対しても逆に再保険を取っております。この保険料は十七億九千七百万円。こういうことで、出しているほうが多いわけでございます。これは大体におきまして、いい保険を海外では取っていると、いいことでありまして、向こうから引き受けます分は、若干程度の悪いものを引き受けさせられているというのが、今の現状でございまして、これはどうも海外と内地との保険会社の実力の面からいって、ある程度しようがないのであろうかと思うわけでござります。できるだけそういうような点を改善することによって、国際収支の面におきましても、逐次プラスのほうに寄与し得るかと、こういうふうに考えております。

○荒木正三郎君 そういたしますと、海外再保険の收支は、持ち出しは幾らくらになりますか。

○政府委員(大月高君) 若干の赤でございまして、三十四年度におきまして

は、差引一千百万円の赤、三十五年度におきましては二千四百万円の赤といふことになつております。

○荒木正三郎君 そこで、日本の保険業として、保険会社の側から見れば、保険事業の利益というものはどのくらいになつておりますか。

○政府委員(大月高君) 三十五年度の決算におきまして、八十二億五千三百万円の利益でございます。

○荒木正三郎君 利益率の点におきまして、諸外国の保険事業等と比較して、日本の保険会社の利益というものは、大体どういうような比重になつておりますか。比重というよりも、比較になつております。

○政府委員(大月高君) 全体といたし

まして、損害保険会社の経理といたしまして、保険料を取りまして、そのうち損害が起きたときに保険金として支払う、それからあとは人件費、物

件費というように経費として支出しまして、残りを責任準備金に積み上げる、その残りを株式会社としての配

当に回す、こういうことでございま

す。大体の損害率といらものが経営の効率の指標ということになるわけでござります。そういう点から申しますと、

と、外國の保険会社に比較いたしま

す。で、損害の率よりも経費のほうが率が高いため、そういう意味で若干効率は悪

い、こういうふうに考えております。

○荒木正三郎君 それでは、今度の改

正の点について触れていくわけですが、従来はいわゆる算定会が算出した保険

料率によつて大蔵大臣が許可をする、

こういう方針をとつておつたのです。ところが、今度の改正でいわゆる協定料率制に変える、こういうことです。

そこで一つの問題は、独禁法の適用除外規定、こういう制度に移行する、こういう一つの問題があると思います。前のほうは独禁法か、あるいはそれが何か特別な理由があつてこういうふうに変えなければならぬのかどうか、この二点をお尋ねしたいと思います。前のほうは独禁法の問題ですから、あとにして、あとに述べた、現在とつてゐる方式が非常に工合が悪いという点は、どういう点にあるのですか。

○政府委員(大月高君) 現在は、御存じのように、算定会におきましてこの算定料率ができるおわけでございまが、これによりますと、いわゆる船舶の性能とかあるいは会社の実際の危険の度合いとか、そういうものに非常に工合が悪いという点は、どういう点にあるのですか。

○政府委員(大月高君) 現在は、御存じのように、算定会におきましてこの

算定料率ができるおわけでございま

すが、これによりますと、いわゆる船

舶の性能とかあるいは会社の実際の危

険の度合いとか、そういうものに非常

にこまかくスライドして保険料率がき

めにくいということでござります。そ

れはどうしても一つの機関で全体とし

て、損害の率よりも経費のほうが率が

高いため、そういう意味で若干効率は悪

い、こういうふうに思います。

○荒木正三郎君 それで、今度の改

正の要素があるわけでございます。それでは、従来どうして算定会料率になつておつたかということになります。

そこで一つの問題は、独禁法の適用除外規定、こういう制度に移行する、こういう一つの問題があると思います。前のほうは独禁法か、あるいはそれが何か特別な理由があつてこういうふうに変えなければならぬのかどうか、この二点をお尋ねしたいと思います。前のほうは独禁法の問題ですから、あとにして、あとに述べた、現在とつてゐる方式が非常に工合が悪いという点は、どういう点に

あるのですか。

○政府委員(大月高君) 現在は、御存じのように、算定会におきましてこの算定料率ができるおわけでございまが、これによりますと、いわゆる船

舶の性能とかあるいは会社の実際の危

険の度合いとか、そういうものに非常

にこまかくスライドして保険料率がき

めにくいということでござります。そ

れはどうしても一つの機関で全体とし

て、損害の率よりも経費のほうが率が

高いため、そういう意味で若干効率は悪

い、こういうふうに思います。

○荒木正三郎君 それで、今度の改

正の点について触れていくわけですが、従来はいわゆる算定会が算出した保険

料率によつて大蔵大臣が許可をする、

すか。

○政府委員(大月高君) 全体の海運界の大勢といたしましては、新しい新銳船がどんどん出て参るわけでございまして、新しい船につきましては次第に航海上に対する耐航性その他も強化されるわけでございます。老齢船、戦標船というようなものが非常に多い。そういたしますと、保険の数理から申しますと、相当高い料率になります。それで、御心配の、老齢船の状態にあつたわけでございます。老齢船、戦標船というようなものが非常に多い。そういたしますと、保険の数理から申しますと、相当地高い料率になります。老齢船、戦標船ともいろいろ御相談したわけでございます。それを政策的に若干低目に抑えまして海運界の保護を行なう、こういうような思想がござります。そして、この算定会を作りますときに、も、運輸省あるいは船舶業界とともに運輸省あるいは船舶業界ともいろいろ御相談したわけでございます。当時海運界の地位が非常に低いものでござりますので、やはり政局が直接関与するということで算定会料率になつておるわけでございます。

その後、海運界が次第に回復して参りました後、海運界が次第に回復して参りました。そこで、現在の段階においては、海運界と保険業界との双方の折衝によりまして保険料率をきめていつでもさしあげたところです。そこで、この辺のところで協定料率がない、こういうような段階になりましたという判断でございまして、船舶業界、運輸省、あるいは保険業界、まして保険料率をきめていつでもさしあげたところです。そこで、この辺のところで協定料率に切りかえたらどうか、こういうようになつたわけでございます。

○荒木正三郎君 そこで懸念される問題は、協定料率を採用するというこ

とによって、先ほど質問した老齢船で

よくなつたわけでございます。

○荒木正三郎君 そこで懸念される問題は、協定料率を採用するというこ

と、これは御存じのように、船でござ

すね、そういう船を多く持つている船主ですね、これは相当な打撃を受ける

ことがあります。日本でこういうような料率をとつて、相手の国

に、老齢船ということなしに、一般のじやないかというふうなことが若干懸念されるのですが、あるいは一般

に、老齢船といふことなしに、一般のじやないかというふうなことが若干懸念されるのですが、あるいは一般

で監督をいたしまして認可をするとい

うことになつておりますので、極端な

料率が出るというようなときには、行政指導でもつて押えて参りたいと、か

ように考えております。

○荒木正三郎君 そこで、先ほど説明がありましたように、だんだん損害率が下がってきているかどうかということですね。今後こういう協定料率制を採用することによって、こういう傾向ですね、いわゆる損害率が下がっていき、それに比例して料率も下がっていく見通しがあるのかどうかですね。

○政府委員(大月高君) 先ほどお話し申し上げましたように、新鋭船のウエートがどんどん上がっています。それで、御心配の古い船、戦艦船その他にありますれば、水準は逐次下がっていく趨勢に当然なると思います。それでおきまして海運界としては、御心配の古い船、戦艦船その他にありますれば、水準は逐次下がっていき、それに比例して料率も下がっていきます。

○木村禪八郎君 関連しまして、この独禁法の適用除外になつた場合、その損害率がどんどん下がっていく場合ですね、荒木さんが今御質問したのは、それに比例して料率が下がっていくかどうかということです。共同行為を認めれば、本来ならばもっと下がるべきところが、カルテル行為になつてくるわけですね。価格協定、料率協定になりますからね。そこで、もっと下がるべきものが下がらなくなる危険があるじやないか、いわゆる独占的な料率になる危険があるんじゃないかということなんですよ。

○政府委員(大月高君) カルテル行為を御心配ならば、要するに需要と供給

とがアンバランスであるとか、あるいは力関係が非常に不均衡であるという

ことですね。それに比例して保険料率が下がってきているかどうかということですね。今後こういう協定料率制を採用することによって、こういう傾向ですね、いわゆる損害率が下がっていき、それに比例して料率も下がっていく見通しがあるのかどうかですね。

○政府委員(大月高君) 先ほどお話し申し上げましたように、新鋭船のウエートがどんどん上がっています。それで、御心配の古い船、戦艦船その他にありますれば、水準は逐次下がっていく趨勢に当然なると思います。それでおきまして海運界としては、御心配の古い船、戦艦船その他にありますれば、水準は逐次下がっていき、それに比例して料率も下がっていきます。

○木村禪八郎君 関連しまして、この独禁法の適用除外になつた場合、その損害率がどんどん下がっていく場合ですね、荒木さんが今御質問したのは、それに比例して料率が下がっていくか

ますけれどもね、心配がないことはないんじゃないですか。ですから、改正後においても保険契約者等の利益を不

発達している業界でございまして、損害保険自体も、火災保険は御存じのように一般の大衆、庶民と直結いたして

いる制度でございますので、今度も自由にということには参りませんけれども、完全に商業ベースとして資本主義の最先端を行つてゐるような海運界と、それから損害保険のうちでも最も商業的な船舶保険と、こういう点は本來の姿として自由競争の姿に置いておいて最も合理的になると、こういう性

格のものでござります。現に諸外国におきましても、全部協定料率でやつておるわけでございます。なお、これは国際競争がございまして、勝手に国内だけでカルテル行為が問題になるのですからね。これだけが除外になるということは僕はおもつては大したことないでありますけれども、ものすごくふえてきてているのです。これはどういう関係なんでしょう

○木村禪八郎君 御心配はないと言ひますけれどもね、心配がないことはないんじゃないですか。ですから、改正後においても保険契約者等の利益を不

い。ですから、再保を引き受けたいと申せば、比較的質の悪いのしかもらえない、こういうことになりますと、国際収支の面からいきますと、とかくマ

イナスになる。それじゃ、海外に出すことをやめたらどうかということになりますと、こういう保険の性格からいいますと、危険分散ということで、必ずしも大きな危険を国内だけで温存しておることは適当ではないということを申し上げます。これは全体のバランスでございましたが、これは三千四百万円になつたので、非常に悪化したと、こ

ういうような感覚もあるわけでございまして、この場合の三十四年度の収入は三十三億六千二百萬、支払いが三十三億七千三百萬、その差額が千百万円といふことです。三十五年度におきましては、双方の規模が大きくなりまして、収入が三十九億九千三百萬円といふことです。これが四十億一千七百万、差額が二千四百万、こういうことでござりますの

で、必ずしもこれがだんだん拡大していく傾向だと、ということではなしに、全体の規模が大きくなりまして、たまたまそのバランスが数字でいえば倍になりましたと、こういうように御理解願いたいと思います。

○木村禪八郎君 今後どうなんですか。貿易外収支で、海運収支なんかも非常にどんどん赤になつてくる。また、保険料収支も赤なんですね。今後の見通しはどうなんですか。

○政府委員(大月高君) これは残念ながら、損害保険会社の世界的レベルにおける競争力がどうかという問題に関連いたします。御存じのように、イギリスにおけるロイド、その他有数な保険会社が、全国に網を張つておるわけ

ます。そういう現象はまあ起きてないだろ、これが大体われわれ関係者の間の一一致した観測でござります。そういうふうに御賛同を得ておるわけですが、もうこれは本来の姿に返すのが筋道であります。そういう意味で、戦後の特殊事情によりまして、海運界が非常に弱い時代は別といたしまして、今日のように海運界自体としての力がでて参りますけれども、こういう性質のものでございまして、海運界に対して相対的に弱い時代は激しい、海外との競争が激しい、全然心配ないというのは、ちょっと納得いかないのですが、そういう場合にはこういう措置があるのだから心配ないというのなら、わかりますよ。ところが、さつきお話を聞こえます。ことに非常に自由競争が激しい、海外との競争が激しい、全然心配ないというの、ちょっと納得いかないのですが。

○政府委員(大月高君) お話をございましたが、船舶保険の関係におきましては、原則として心配ないということだと思いますが、われわれ認可事項でござりますので、かりにそういうような弊害でも起きるといふことがございましたと、こういうように御理解願いたいと思います。

○木村禪八郎君 今後どうなんですか。貿易外収支で、海運収支なんかも非常にどんどん赤になつてくる。また、保険料収支も赤なんですね。今後の見通しはどうなんですか。

○政府委員(大月高君) シップ・アメリカンの問題は、保険については適用になつておりますが、しかし契約がC.I.F.ということがあります。それがならないという規定があるようですが、保険関係ではそういう点はないわけですか。

○荒木正三郎君 それで、独禁法の関係を少しお尋ねをいたしますが、公正取引委員会の方がお見えになつております。

ですが、独禁法が、こういう適用除外の規定を次々設けていくということになつてくると、独禁法本来の趣旨といふものが、そういう適用除外をだんだん作っていくことによってこわれていくのじやないかという問題が、この問題だけに限つたわけじやない、今まで

○説明員（小沼亨君） 現在まで、いろいろ御指摘のござります。非常にういうものがありますか。

に一般的なものといたしましては、輸出入取引法がございます。それから中小企業団体法、この二つが一般的な法律でございまして、あとは機械織維設備、そういう特徴的な業界で、どうしてもその中に、ある合理化カルテルなりカルテル行為を認めざるを得ないというものについて、やむを得ないもののだけを公正取引委員会も御協議を受けまして適用除外が成立しております。

○荒木正三郎君 こういうふうに、だんだん適用除外の範囲が拡大していくことについて、公正取引委員会としては、どういう意見を持つていま  
すか。

○説明員(小沼亨君) 一般的に独禁法そのものは堅持されておるという形であつても、次々業界の特殊事情ということで適用除外が非常にふえていくといふことは、独禁政策からいっても好ましいことではないということは言えると思います。

○荒木正三郎君 そういう傾向は将来ますます強くなつていくのじやないか、こういう見通しを一応われわれ持つてているんですがね。結局、独禁法そのものがくずれてしまうのじやない

か、こういう懸念をするわけなんですがね。そういう見方をしているわけなんですが、そういう傾向に對して公正取引委員会としてはどういう態度をとつていくか。さつきの説明では十分でないよう思うのですが、もう少し具体的に、どういう態度をとつておる

では、適用除外に極力避けられたいたきたいということで、独禁法の適用除外をするような法律を関係各省でお出しになるときには、公正取引委員会に対して独禁法との調整問題で御協議を受けるわけでございます。そのときには、われわれとしましては、できるだけ、どういう理由でこの業界が適用除外する必要があるかということを委員会で十分検討いたしまして、どうしてもやむを得ないという見地に立ちましたときに、しかも実行される法律の内容の適用除外の範囲ができるだけしほついていただく、その場合でもできるだけしほついていただくということです。最小限の範囲にしていただくということに留意して、法令調整をいたしておられます。

具体的な例をいたしましては、まだ正式に国会には出ておりませんが、中小企業団体組織法、これは中小企業団体法として新しく改正されるわけでございますが、一口に申しますと、不況のときに中小企業団体は組合を作ることができるということがございまして。今後は、不況でなくともいつでも同業組合的な組合を作ることができるというふうに改正されるということですございます。しかし、そういうことにな

なりますと、何でもカルテルができるかということがありますので、行為をなさるとき、つまり調整行為をするカルテルを作るときには、今まで設立のときに厳格に調べました不況の要件といふものを、不況カルテルを認めるときに十分その要件を見るということは、調整行為、カルテル行為をなさるうとする場合には、やはり不況でなければいかぬとかいうことで、そちらの面でござつて、(今後は、)合意化

不況カルテルといいうのは非常に要件がむずかしいので、何でも合理化カルテルといいうことで、そちらに逃げていってカルテル行為ができるのではないかという懸念がございましたので、特に合理化カルテルの場合には数量、価格に不当に影響するものはやっちやいかぬというようなことも、私どものほうで、委員会をいたしまして通産省のほうに条件を出しまして、そういうことに修正をされておるわけであります。ですから、できるだけ、業界の必要はございましても、独禁法にもいろいろ不況カルテル、合理化カルテルの道が

○荒木正三郎君　そうすると、從来は適用除外については公正取引委員会と協議をする、そうして合意の上で、処理されておるということですか。

○説明員（小沼翠君）　そのとおりでござります。

○木村禎八郎君 ちょうど公正取引委員会の方をお見えになつておりますから、今、独禁法の問題について、ついでに伺つておきたいと思うのですが、最近の物価対策の問題で、企画庁と通産省とでは意見がちょっと食い違つておるといわれておるのですが、この物価対策の場合、通産省ではあまり押さえほしくないという考え方のようですが、公取としてはこの点についてどうお考えよろしください。

○説明員(小沼享君) 公取としては、やはり物価が上がると、ということは消費者に非常に迷惑がかかるということであり、物価抑制ということで、独禁法で取り締まつていくという方針でございます。

○木村駿八郎君 最近、物価が下がり始めるなど、通産省あたりで勧告操短をやるのですね。そうして新聞で伝えるところによると、最近卸売物価がそろそろ上がり出しているのですね。これは直接勧告操短そのものの影響かどうか知りませんが、とにかく値段が下がりそうになると操短によって調整されると、勧告操短について一体どういうふうにお考えですか。

○説明員(小沼享君) 勧告操短といふ

ものは、各省それそれを主務者で責任を持つておやりになつておるわけでござりますが、それぞれ設置法に基づく権限でこれをおやりになつておるといふことでございますが、やはり先生の御指摘のとおり、これは結局生産数量、価格というものを硬直せしめるといふ結果を及ぼすものでござりますので、独禁法の立場としては、非常に重要な勧告操短をなさるときに、やはり実際大部分が行なわれておるわけですが、

公正取引委員会にそういう行政調整の意味で協議していただくということで、先ほどの法令調整と結局同じことになりますが、独禁法上問題があるという点については、こういう報告はできるだけ避けていただきたいということの方針で来ております。どうしてもやむを得ないものにつきましては、内容をお聞きして公取としての意見を申し上げるということで、処理してまいりたいと思います。

○木村禪八郎君 それは御趣旨はよくあります。わかつてゐるのですが、公取のほうの力関係になつてくると思うのですが、意見が取り上げられないというと、意見が取り上げられると思うのです。次々に効果短によって物価が下がるのに下げないようにしてゐるわけです。それでは、物価対策とかいつて騒いでいるのですかが、全く本末転倒だと思うのですが、これは議論する場合ではないですかから、それは別の機会に大臣等にその点。

ければいいのではないかという拡大解釈論。もう一つは、適用除外ですね、適用除外法を設けていこう。こういう三つの動きがあるわけです。それに対しても公取としてはどういうふうにお考えですか。

○説明員(小沼享君) 前後したお答えになるかもわかりませんが、現在まで、独禁法が発足いたしまして、合併の関係で独禁法上できなかつたという例は、ずっと以前に一件があつたようですが、ございますが、毎年合併、営業の譲渡といふものは数百件、五六百件でござります。これは多少問題のあるものもあつたようですが、これもやむを得ない事情といふことで、合併は認められておるわけでござりますので、民間でいろいろ合併のために独禁法が非常にじやまになるというお考えがありますが、これはあまり独禁法の内容を御存じなくしておっしゃっているのではないかといふことをわれわれ考えておるわけでございます。したがいまして、おそらく、さしあたり考え方をお合併といふものは、現在の法律の運用の範囲で認められるのではないかという考え方を持っています。

もともと、実質的な制限になる場合は合併してならぬという規定がござりますので、明らかに実質的な制限による、この合併によって、具体的に会社の名前をあげるのは差し控えますが、國のその製品の一〇〇%を占めるといふようなことになれば、やはりそういうものまで合併させるというのは無理じやないかということも考えます。ですから、運用ということで十分措置でありますので、現在第四章の合併関係の

規定を緩和するという意味の改正は必要なじやないかと思つております。これは余談でございますが、最近二、三度、たしか通産大臣も衆議院のほうでそういう御答弁になつておつた

と思います。それから、適用除外の関係で、合併關係をはずす必要があるのではないかという点でございますが、現在合併関

係で適用除外になつておりますもの

は、中央卸売市場法の卸売会社の合併、これは農林大臣の認可、公取協議でございますが、これだけでございまして、今までのところ合併を適用除外としようということは、関係各省からも要求がございませんし、今のところ問題にしておりません。

○木村禪八郎君 じや、その運用でいくといふことが今の実際の行き方のよ

うでござりますね、今伺つてみます

ところ、ただ運用でいけるから改正しないでいいのだというだけでは、やはり問題が残るのではないか。それで、問題は運用ですね。取引分野

といふものの解釈ですね。外国市場までも含めればものすごく市場が拡大してしまうのですから、そこが問題だと

思うのです。これは運用の点についても、まだ運用でいけるから改正しないでいいのですけれども、おありになれば、出

していただければ幸いだと思うのですが。

○政府委員(大月高君) 全体としての業績としまして、元受損害率は六

〇荒木正三郎君 そこで、お尋ねする

ことは、先ほどの説明でもはつきり

はわからなかつたのでですが、これは六〇%程度の損害率ということは、か

なり保険料が高いということを意味し

ております。

○木村禪八郎君 諸外国の例なんかに

ついて、何かお調べになつたものがござりますか、最近。たとえば、ことにヨーロッパ共同市場で西独なんか非常にコンビナート化が進んでおるといい

ますが、それからフランス、イタリー

等々、シックスの諸国もだんだんと企

業単位が拡大するという方向にあると

いうことです。そういうものと独禁

法との関係、諸外国はどういうふう

にやつておるか、何か……。今ここで

が高いということになりますか、どう

ござりますか。要するにほかに人件

費、物件費というものがございま

すが、それから責任準備金の積み増しと

なくともいいのですが、そういうもの

をお調べになつたようなものでもあり

ましたらば資料をひとつ。なければい

いですけれども、おありになれば、出

していただければ幸いだと思うのですが。

○政府委員(大月高君) これは保険料

が高いいことになりますか、どう

ござりますか。要するにほかに人件

費、物件費といふものがございま

すが、やはり全体のベースとい

うものがございまして、必ずしも保

険料が高いということにはならないと

思いますが、やはり全体のベースとい

うものがございまして、必ずしも保

険料が高いということにはならないと

務部出張所の設置に関し承認を求めるの件(予備審査のための付託は一月二十五日)